

# 富山県弁護士会紛争解決センター

## 紛争解決センターって？

経験豊富な弁護士があっせん人となり、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、話し合いによる解決を目指すものです。

## Q どんなときに利用するの？

A 裁判や調停にはしたくない、話し合いで早く円満な解決をしたいときなどに利用してください。

## Q どんな紛争を取り扱うの？

A 身の回りに起こった民事上のトラブルが対象になります。

- ・金銭トラブル
- ・借地借家
- ・交通事故
- ・犯罪被害弁償
- ・賃金不払い
- ・消費者被害
- ・離婚、相続など親族間の紛争
- ・医療事故 など

## Q 申立てはどのようにするの？

A 紛争の要点などを記載した申立書を提出していただきます。  
書き方がわからない場合は弁護士による法律相談を受けられる方がよろしいでしょう。

## Q 時間はどれくらいかかるの？

A 3回程度のあっせん期日で早期解決を目指します。

円満  
早期解決目指します。

1回目 2回目 3回目 4回目



## Q 費用はどれくらいかかるの？

### 1 申立手数料

1件 10,000円（消費税別）

申立てのときに支払っていただきます。  
（特別事情がある場合は減免されることがあります）

### 2 成立手数料

金額は別表のとおり

和解が成立したときは、申立人と相手方から和解契約書に定める負担割合により支払っていただきます。  
（特別事情がある場合は減免されることがあります）

## あっせんの流れ

